

(別紙)

食品表示基準Q & A (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
食品表示基準Q & A (平成27年 3 月 30日消食表第140号)	食品表示基準Q & A (平成27年 3 月 30日消食表第140号)
目次	目次
はじめに～ (加工-29) (略)	はじめに～ (加工-29) (略)
(加工-30) 輸入食品に表示されている消費期限又は賞味期限の表示方法について、下記の例のように原産国において既に消費期限又は賞味期限が表示されている場合は、食品表示基準に基づく消費期限又は賞味期限の表示が表示されているものとみなしてよいのでしょうか。	(加工-30) 輸入食品に表示されている消費期限又は賞味期限の表示方法について、下記の例のように原産国において既に消費期限又は賞味期限が表示されている場合は、食品表示基準に基づく消費期限又は賞味期限の表示が表示されているものとみなしてよいのでしょうか。
例： ① <u>Before End APR. 22</u> ② <u>04-22</u> ③ <u>14. 11. 2022</u> <u>(削除)</u>	例： ① <u>Before End APR. 16</u> ② <u>04-16</u> ③ <u>14. 11. 2016</u> ④ <u>V01249711: 26ALTP</u>
(加工-31) ～ (加工-155) (略)	(加工-31) ～ (加工-155) (略)
(加工-156) 製品の原産国について教えてください。また、(加工-155)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。	(加工-156) 製品の原産国について教えてください。また、(加工-153)でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。
(加工-157) ～ (附則-4) (略)	(加工-157) ～ (附則-4) (略)
別添 製造所固有記号 (略) (固有記号-1) ～ (固有記号-50) (略)	別添 製造所固有記号 (略) (固有記号-1) ～ (固有記号-50) (略)
(固有記号-51) 新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中 (平成28年 4 月 1 日～ <u>令和2年 3 月 31日</u>) に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。	(固有記号-51) 新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中 (平成28年 4 月 1 日～ <u>平成32年 3 月 31日</u>) に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。
(固有記号-52) ・ (固有記号-53) (略)	(固有記号-52) ・ (固有記号-53) (略)
(固有記号-54) 賞味期限が3年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成29年 6 月に製造すると、賞味期限は <u>令和2年 5 月</u> になります。賞味期限の	(固有記号-54) 賞味期限が3年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成29年 6 月に製造すると、賞味期限は <u>平成32年 5 月</u> になります。賞味期限の

令和2年5月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～別添 原料原産地表示 (別表15の1～6) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度 (原原－1)～(原原－38) (略)

(原原－39)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(原原－40)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

(原原－41)～(原原－67) (略)

別添 弁当・総菜に係る表示～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)
(玄米精米－1)・(玄米精米－2) (略)

(玄米精米－3) 精米年月日は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① R01.10.01
- ② 元.10.01
- ③ 19.10.01
- ④ 2019.10.01

(玄米精米－4)～(玄米精米－33) (略)

はじめに～(加工－24) (略)

(加工－25) 消費期限又は賞味期限の表示方法はどのようなものですか。

(答)

消費期限又は賞味期限の表示は、消費者に分かりやすいことを旨とし、次の例に示すように、一括表示部分に、消費期限又は賞味期限の事項名を表示した上で、「年」「月」「日」(又は「年」「月」)それぞれを、この順に並べて表示を行う必

平成32年5月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン～別添 原料原産地表示 (別表15の1～6) (略)

別添 新たな原料原産地表示制度 (原原－1)～(原原－38) (略)

(原原－39)「又は表示」、「大括り表示」等の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(原原－40)「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

(原原－41)～(原原－67) (略)

別添 弁当・総菜に係る表示～別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)
(玄米精米－1)・(玄米精米－2) (略)

(玄米精米－3) 精米年月日は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① H26.07.01
- ② 26.07.01
- ③ 14.07.01
- ④ 2014.07.01

(玄米精米－4)～(玄米精米－33) (略)

はじめに～(加工－24) (略)

(加工－25) 消費期限又は賞味期限の表示方法はどのようなものですか。

(答)

消費期限又は賞味期限の表示は、消費者に分かりやすいことを旨とし、次の例に示すように、一括表示部分に、消費期限又は賞味期限の事項名を表示した上で、「年」「月」「日」(又は「年」「月」)それぞれを、この順に並べて表示を行う必

要があります。

ただし、一括表示部分に表示することが困難と認められる場合には、一括表示部分に「消費期限 この面の上部に記載」等、表示箇所を指定する方法で、年月日（又は年月）を指定箇所に単独で表示することができます。この場合、単に「枠外に記載」や「別途記載」の表示は認められません。

なお、表示に使用する文字は消費者等に分かりやすくするために、原則として、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが必要ですが、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが認められています。

表示例：

「消費期限 <u>令和元年9月6日</u> 」	「賞味期限 <u>令和元年9月</u> 」
「消費期限 <u>1.9.6</u> 」	「賞味期限 <u>1.9</u> 」
「消費期限 <u>19.9.6</u> 」	「賞味期限 <u>19.9</u> 」

なお、数字の間の「.」を省略しても差し支えありませんが、この場合、読み間違いが起こらないよう、月又は日が 1 桁の場合は 2 桁目に「0」を付して表示（例：9月を示す「9」については、「09」とする）してください。

表示例：

「消費期限 <u>190906</u> 」	「賞味期限 <u>1909</u> 」
-----------------------	---------------------

また、ロット番号、工場記号、その他の記号を消費期限又は賞味期限の表示に併記する場合にあつては、例のように、消費期限又は賞味期限が明らかに分かるように表示する必要があります。消費期限又は賞味期限の表示について「190906」と年、月、日をそれぞれ 2 桁とする 6 桁での表示を行いつつ、ロット番号「A63」と併記するなどのように消費期限又は賞味期限を不明確にする表示は適切ではありません。

誤った表示例：

「190906A63」

正しい表示例（消費期限又は賞味期限の表示が明らかに分かる）：

「消費期限 <u>令和元年9月6日</u> A63」
「賞味期限 <u>1.9.6</u> LOT A63」
「賞味期限 <u>19.9.6</u> / A63」

(加工-26) (略)

要があります。

ただし、一括表示部分に表示することが困難と認められる場合には、一括表示部分に「消費期限 この面の上部に記載」等、表示箇所を指定する方法で、年月日（又は年月）を指定箇所に単独で表示することができます。この場合、単に「枠外に記載」や「別途記載」の表示は認められません。

なお、表示に使用する文字は消費者等に分かりやすくするために、原則として、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが必要ですが、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、日本工業規格 Z 8305（1962）に規定する 5.5 ポイントの活字以上の大きさの文字を使用することが認められています。

表示例：

「消費期限 <u>平成28年4月1日</u> 」	「賞味期限 <u>平成28年4月</u> 」
「消費期限 <u>28.4.1</u> 」	「賞味期限 <u>28.4</u> 」
「消費期限 <u>16.4.1</u> 」	「賞味期限 <u>16.4</u> 」

なお、数字の間の「.」を省略しても差し支えありませんが、この場合、読み間違いが起こらないよう、月又は日が 1 桁の場合は 2 桁目に「0」を付して表示（例：4月を示す「4」については、「04」とする）してください。

表示例：

「消費期限 <u>160401</u> 」	「賞味期限 <u>1604</u> 」
-----------------------	---------------------

また、ロット番号、工場記号、その他の記号を消費期限又は賞味期限の表示に併記する場合にあつては、例のように、消費期限又は賞味期限が明らかに分かるように表示する必要があります。消費期限又は賞味期限の表示について「160401」と年、月、日をそれぞれ 2 桁とする 6 桁での表示を行いつつ、ロット番号「A63」と併記するなどのように消費期限又は賞味期限を不明確にする表示は適切ではありません。

誤った表示例：

「160401A63」

正しい表示例（消費期限又は賞味期限の表示が明らかに分かる）：

「消費期限 <u>平成28年4月1日</u> A63」
「賞味期限 <u>28.4.1</u> LOT A63」
「賞味期限 <u>16.4.1</u> / A63」

(加工-26) (略)

(加工-27) 製造年月日を記載した上で、次の方法で表示してもよいですか。

- ①消費期限 製造日から3日間
- ②賞味期限 製造日から1箇月間
- ③賞味期限 製造日から3箇月間(期限表示が年月表示に簡略できる場合)

(答)

認められません。それぞれ (加工-25) のとおり定められた方法で表示しなければなりません。

- ①消費期限 令和〇年〇月〇日、消費期限 20〇〇年〇月〇日
- ②賞味期限 令和〇年〇月〇日、賞味期限 20〇〇年〇月〇日
- ③賞味期限 令和〇年〇月、賞味期限 20〇〇年〇月

なお、当然のことながら、製造年月日のみを表示することは認められませんが、必要な消費期限又は賞味期限の表示を適切に行った上で、任意で製造年月日を表示したり、消費期限、賞味期限を製造日からどの程度の期間で設定しているかを付記することは差し支えありません。(加工-15参照)

(加工-28) 賞味期限が3箇月を超える場合の期限の表示は年月までで可とされていますが、品質保持の期間が100日の食品を4月10日に製造すると、その賞味期限は7月18日となります。年月で表示するとした場合、表示上は6月、7月のいずれとすべきでしょうか。

(答)

年月をもって表示する場合、期限は月末までと解されることから、7月と表示した場合、賞味期限は7月31日を示すこととなり、7月18日を超えることになるので不適切です。質問の場合については、18日は切り捨てて6月とします。

このように製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3箇月を超える場合であって、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって、その年月日の表示に代えるときは、その日の属する月の前月の年月で表示します。ただし、賞味期限が、月の末日である場合においてはこの限りではありません。

賞味期限は、科学的根拠に基づき事業者自ら設定するものですが、(加工-35)も参考に食品の無駄な廃棄も減らす観点も考慮して適切な表示を行ってください。

表示例：

- 「賞味期限 令和2年4月10日」 → 「賞味期限 令和2年3月」
- 「賞味期限 令和2年4月30日」 → 「賞味期限 令和2年4月」

(加工-29) 製造後3箇月以上品質保持が可能な食品について、商品管理の上でロット番号を月の後に記載してもよいですか。

- 表示例 賞味期限 令和〇年〇月☆☆☆
- 賞味期限 2022.4☆☆☆ (☆はロット番号)

(加工-27) 製造年月日を記載した上で、次の方法で表示してもよいですか。

- ①消費期限 製造日から3日間
- ②賞味期限 製造日から1箇月間
- ③賞味期限 製造日から3箇月間(期限表示が年月表示に簡略できる場合)

(答)

認められません。それぞれ次のとおり定められた方法で表示しなければなりません。(加工-25参照)

- ①消費期限 平成〇年〇月〇日
- ②賞味期限 平成〇年〇月〇日
- ③賞味期限 平成〇年〇月

なお、当然のことながら、製造年月日のみを表示することは認められませんが、必要な消費期限又は賞味期限の表示を適切に行った上で、任意で製造年月日を表示したり、消費期限、賞味期限を製造日からどの程度の期間で設定しているかを付記することは差し支えありません。(加工-15参照)

(加工-28) 賞味期限が3箇月を超える場合の期限の表示は年月までで可とされていますが、品質保持の期間が100日の食品を4月10日に製造すると、その賞味期限は7月18日となります。年月で表示するとした場合、表示上は6月、7月のいずれとすべきでしょうか。

(答)

年月をもって表示する場合、期限は月末までと解されることから、7月と表示した場合、賞味期限は7月31日を示すこととなり、7月18日を超えることになるので不適切です。質問の場合については、18日は切り捨てて6月とします。

このように製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3箇月を超える場合であって、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって、その年月日の表示に代えるときは、その日の属する月の前月の年月で表示します。ただし、賞味期限が、月の末日である場合においてはこの限りではありません。

賞味期限は、科学的根拠に基づき事業者自ら設定するものですが、(加工-35)も参考に食品の無駄な廃棄も減らす観点も考慮して適切な表示を行ってください。

表示例：

- 「賞味期限 平成28年4月10日」 → 「賞味期限 平成28年3月」
- 「賞味期限 平成28年4月30日」 → 「賞味期限 平成28年4月」

(加工-29) 製造後3箇月以上品質保持が可能な食品について、商品管理の上でロット番号を月の後に記載してもよいですか。

- 表示例 賞味期限 平成〇年〇月☆☆☆
- 賞味期限 2016.4☆☆☆ (☆はロット番号)

(答)

「賞味期限」を冠して年月のみを表示する場合、日を記載していないので、このような表示方法では消費者に誤解をもたらすことになります。したがって、ロット番号は、消費者に誤解されないよう次の例に示すように表示しなければなりません。(加工-26参照)

表示例：

賞味期限 令和〇年〇月 LOT A 6 3

賞味期限 2022. 4 / A 6 3

(加工-30) 輸入食品に表示されている消費期限又は賞味期限の表示方法について、下記の例のように原産国において既に消費期限又は賞味期限が表示されている場合は、食品表示基準に基づく消費期限又は賞味期限の表示が表示されているものとみなしてよいのでしょうか。

例：

① Before End APR. 22

② 04-22

③ 14. 11. 2022

(削除)

(略)

(加工-31) 消費期限又は賞味期限の用語の意味が、必ずしも消費者にとって分かりやすくないので、説明を付記してもよいですか。

(答)

食品の期限については、消費者が意味を正しく理解することが重要であるため、消費期限又は賞味期限の用語の意味について、分かりやすく表示することは、消費者への情報提供の観点から適切であると考えます。

表示例：

消費期限（期限を過ぎたら食べないようにしてください。）：令和〇〇年〇〇月〇〇日

消費期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日までに食べきってください。

賞味期限（美味しく食べることのできる期限です。）20××年〇〇月〇〇日

賞味期限（期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。）：令和〇〇年〇〇月〇〇日

賞味期限：令和〇〇年〇〇月頃までおいしく召し上がれます。

(加工-32) ～ (加工-155) (略)

(加工-156) 製品の原産国について教えてください。また、(加工-155) で

(答)

「賞味期限」を冠して年月のみを表示する場合、日を記載していないので、このような表示方法では消費者に誤解をもたらすことになります。したがって、ロット番号は、消費者に誤解されないよう次の例に示すように表示しなければなりません。(加工-26参照)

表示例：

賞味期限 平成〇年〇月 LOT A 6 3

賞味期限 2016. 4 / A 6 3

(加工-30) 輸入食品に表示されている消費期限又は賞味期限の表示方法について、下記の例のように原産国において既に消費期限又は賞味期限が表示されている場合は、食品表示基準に基づく消費期限又は賞味期限の表示が表示されているものとみなしてよいのでしょうか。

例：

① Before End APR. 16

② 04-16

③ 14. 11. 2016

④ V01249711:26ALTP

(略)

(加工-31) 消費期限又は賞味期限の用語の意味が、必ずしも消費者にとって分かりやすくないので、説明を付記してもよいですか。

(答)

食品の期限については、消費者が意味を正しく理解することが重要であるため、消費期限又は賞味期限の用語の意味について、分かりやすく表示することは、消費者への情報提供の観点から適切であると考えます。

表示例：

消費期限（期限を過ぎたら食べないようにしてください。）：平成〇〇年〇〇月〇〇日

消費期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日までに食べきってください。

賞味期限（美味しく食べることのできる期限です。）20××年〇〇月〇〇日

賞味期限（期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。）：平成〇〇年〇〇月〇〇日

賞味期限：平成〇〇年〇〇月頃までおいしく召し上がれます。

(加工-32) ～ (加工-155) (略)

(加工-156) 製品の原産国について教えてください。また、(加工-153) で

いう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

(略)

(加工-157) ~ (加工-160) (略)

(加工-161) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を甲社自らが加工せずに最終包装し販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

当該製品は国内で甲社がバルク製品を小分けし最終包装していますが、単に小分け包装した場合は製品の内容を実質的に変更する行為に当たらないので、原産国としてA国の表示をする必要があります。

なお、小分けの行為は加工食品における加工行為に該当しますので、輸入品であっても、加工者の表示が必要となります。

(バルク製品を小分けした場合の表示例)

(略)	(略)
賞味期限	令和元年5月21日
(略)	(略)

(加工-162) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

(加工-161)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者(乙社)の氏名又は名称の表示が必要です。

(バルク製品を小分けして、販売者が表示内容に責任を持つ場合の表示例)

(略)	(略)
賞味期限	令和1年5月21日
(略)	(略)

(加工-163) A国から輸入した「うなぎ」を甲社が国内で加熱調理し、「うなぎ蒲焼き」として乙社にバルクで販売し、その「うなぎ蒲焼き」を乙社が最終包装し、販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

当該製品は国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」を行った商品であるため、製品の原産国表示は不要ですが、うなぎ蒲焼きの場合、食品

いう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

(略)

(加工-157) ~ (加工-160) (略)

(加工-161) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を甲社自らが加工せずに最終包装し販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

当該製品は国内で甲社がバルク製品を小分けし最終包装していますが、単に小分け包装した場合は製品の内容を実質的に変更する行為に当たらないので、原産国としてA国の表示をする必要があります。

なお、小分けの行為は加工食品における加工行為に該当しますので、輸入品であっても、加工者の表示が必要となります。

(バルク製品を小分けした場合の表示例)

(略)	(略)
賞味期限	平成25年4月1日
(略)	(略)

(加工-162) A国から甲社がバルク輸入した「うなぎ蒲焼き」を乙社が加工せずに最終包装し、丙社が表示内容を含めて責任を持ち販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

(加工-161)と同様の状況ですが、丙社が表示内容に責任を持つ旨乙社との間で合意がなされている場合には、丙社が当該表示内容に責任を持つことを前提として販売者として表示することができます。なお、この場合であっても、加工所の所在地及び加工者(乙社)の氏名又は名称の表示が必要です。

(バルク製品を小分けして、販売者が表示内容に責任を持つ場合の表示例)

(略)	(略)
賞味期限	平成25年4月1日
(略)	(略)

(加工-163) A国から輸入した「うなぎ」を甲社が国内で加熱調理し、「うなぎ蒲焼き」として乙社にバルクで販売し、その「うなぎ蒲焼き」を乙社が最終包装し、販売した場合の表示方法を教えてください。

(答)

当該製品は国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」を行った商品であるため、製品の原産国表示は不要ですが、うなぎ蒲焼きの場合、食品

表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の4の規定に基づき、国内製造製品に原材料であるうなぎの原産地表示が義務付けられています。このため、原材料名の「うなぎ」の後に括弧を付して、原料であるうなぎの原産国の表示が必要です。

なお、この場合、乙社がバルク製品を小分けし、最終包装しているため、乙社に表示義務があります。

(国内で製造したバルク製品を、小分けした場合の表示例)

(略)	(略)
賞味期限	2019年5月21日
(略)	(略)

(加工-164) 輸入した荒茶を用いて国内で仕上げ茶にした緑茶は、どのように表示するのですか。

(答)

1～3 (略)

(表示例1) A国から輸入した荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

(略)	(略)
賞味期限	令和2年5月
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	令和2年5月
(略)	(略)

(表示例2) A国から輸入した荒茶と国内産の荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

(略)	(略)
賞味期限	令和2年5月
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	令和2年5月
(略)	(略)

(表示例3) A国で仕上げ包装されたものを輸入し、そのまま販売する場合

(略)	(略)
賞味期限	令和2年5月
(略)	(略)

表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の4の規定に基づき、国内製造製品に原材料であるうなぎの原産地表示が義務付けられています。このため、原材料名の「うなぎ」の後に括弧を付して、原料であるうなぎの原産国の表示が必要です。

なお、この場合、乙社がバルク製品を小分けし、最終包装しているため、乙社に表示義務があります。

(国内で製造したバルク製品を、小分けした場合の表示例)

(略)	(略)
賞味期限	平成25年4月1日
(略)	(略)

(加工-164) 輸入した荒茶を用いて国内で仕上げ茶にした緑茶は、どのように表示するのですか。

(答)

1～3 (略)

(表示例1) A国から輸入した荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

(略)	(略)
賞味期限	平成22年4月
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	平成22年4月
(略)	(略)

(表示例2) A国から輸入した荒茶と国内産の荒茶を使用し、国内で仕上げを行った場合

(略)	(略)
賞味期限	平成22年4月
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	平成22年4月
(略)	(略)

(表示例3) A国で仕上げ包装されたものを輸入し、そのまま販売する場合

(略)	(略)
賞味期限	平成22年4月
(略)	(略)

(加工-165) ~ (加工-277) (略)

(加工-278) 国産はちみつの表示方法を教えてください。

(答)

はちみつ類の表示は、食品表示基準に基づいた表示が必要です。

また、景品表示法に基づいて認定された業界の自主ルールである「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」があり、当該規約に参加する事業者はこの規約に基づく表示も必要です。

なお、「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」では、採蜜国名を表示することとされており、食品表示基準別記様式1の12に表示することができるとしています。

ラベル等に国産と表示をする場合は、原料はちみつの全てが国内で採蜜されたものであることが必要です。

また、乳児ボツリヌス症に関する注意喚起として、「1歳未満の乳児に与えないでください」等の表示を行うことが望ましいです。

(国内で採蜜したはちみつの表示例)

(略)	(略)
賞味期限	令和2年5月
(略)	(略)

※1歳未満の乳児に与えないでください。

(加工-279) 牛乳の表示方法を教えてください。

(答)

牛乳については食品表示基準の規定による表示を行うことが必要です。

また、景品表示法に基づいて認定された業界の自主ルールである「飲用乳の表示に関する公正競争規約」があり、当該規約に参加する事業者はこの規約に基づいた表示も必要です。

なお、原則として食品表示基準では、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字で行うこととしています。牛乳等の種類別名称については10.5ポイントの活字以上(その他の乳製品の種類別名称にあっては、14ポイントの活字以上)の大きさの統一のとれた文字で行うことが必要です。

(略)	(略)
賞味期限	19.05.21 (注)
(略)	(略)

(注) 賞味期限は、一括表示欄に表示の場所を明記して一括表示欄以外の場

(加工-165) ~ (加工-277) (略)

(加工-278) 国産はちみつの表示方法を教えてください。

(答)

はちみつ類の表示は、食品表示基準に基づいた表示が必要です。

また、景品表示法に基づいて認定された業界の自主ルールである「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」があり、当該規約に参加する事業者はこの規約に基づく表示も必要です。

なお、「はちみつ類の表示に関する公正競争規約」では、採蜜国名を表示することとされており、食品表示基準別記様式1の12に表示することができるとしています。

ラベル等に国産と表示をする場合は、原料はちみつの全てが国内で採蜜されたものであることが必要です。

また、乳児ボツリヌス症に関する注意喚起として、「1歳未満の乳児に与えないでください」等の表示を行うことが望ましいです。

(国内で採蜜したはちみつの表示例)

(略)	(略)
賞味期限	平成31年4月
(略)	(略)

※1歳未満の乳児に与えないでください。

(加工-279) 牛乳の表示方法を教えてください。

(答)

牛乳については食品表示基準の規定による表示を行うことが必要です。

また、景品表示法に基づいて認定された業界の自主ルールである「飲用乳の表示に関する公正競争規約」があり、当該規約に参加する事業者はこの規約に基づいた表示も必要です。

なお、原則として食品表示基準では、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字で行うこととしています。牛乳等の種類別名称については10.5ポイントの活字以上(その他の乳製品の種類別名称にあっては、14ポイントの活字以上)の大きさの統一のとれた文字で行うことが必要です。

(略)	(略)
賞味期限	10.04.01 (注)
(略)	(略)

(注) 賞味期限は、一括表示欄に表示の場所を明記して一括表示欄以外の場

所に表示することができます。ただし、この場合の表示は、消費者に判読できるよう明瞭に表示する必要があります。

(加工-280) ~ (生鮮-6) (略)

(生鮮-7) 生鮮食品に添加物を使用した場合は、使用した添加物の種類を問わず、加工食品とみなし、容器包装に入れられたものは表示義務があるのでしょうか。

(答)

食品表示基準別表第24に規定がある食品を除く生鮮食品に保存料、殺菌剤、防虫剤、被膜剤等の添加物を食品の保存及び鮮度維持の目的で使用、添加した場合であっても、当該食品は、生鮮食品としての要件を欠くとは考えられず、加工食品とはみなされないことから、容器包装に入れられていても添加物の表示義務はありません。

ただし、添加物を使用しているのであれば、表示することが望ましいと考えます。

なお、食品の品質・鮮度等について消費者の判断を誤らせるおそれのある添加物の生鮮食品への使用は、添加物本来の目的に反するものであるため、使用基準に反しないものであっても、使用しないよう指導しています。

(生鮮-8) ~ (附則-4) (略)

別添 製造所固有記号 (略)

(固有記号-1) ~ (固有記号-22) (略)

(固有記号-23) 製造所固有記号は5年ごとに更新の届出を必要としていますが、起算日はどの時点になりますか。また、更新の届出は5年の期間が満了する日の何日前からできますか。

(答)

製造所固有記号の更新は、届出日を起算日として5年の期間が満了する日(更新期限)の90日前から届出を行うことができます。

なお、製造所固有記号の更新を行った際の次の起算日は、5年を経過した日(更新期限の翌日)となります。

また、製造所固有記号の更新は、5年の期間が満了する日までに完了する必要がありますが、更新の届出を行ってから手続が完了するまでに10日程度の期間を要しますので、更新の届出は、時間に余裕をみて行うようにしてください。

(例)

起算日：平成28年4月15日(届出日)

所に表示することができます。ただし、この場合の表示は、消費者に判読できるよう明瞭に表示する必要があります。

(加工-280) ~ (生鮮-6) (略)

(生鮮-7) 生鮮食品に添加物を使用した場合は、使用した添加物の種類を問わず、加工食品とみなし、容器包装に入れられたものは表示義務があるのでしょうか。

(答)

食品表示基準別表第24に規定がある食品を除く生鮮食品に保存料、酸化防止剤、殺菌剤、防虫剤、被膜剤等の添加物を食品の保存及び鮮度維持の目的で使用、添加した場合であっても、当該食品は、生鮮食品としての要件を欠くとは考えられず、加工食品とはみなされないことから、添加物の表示義務はありません。

ただし、添加物を使用しているのであれば、表示することが望ましいと考えます。

なお、食品の品質・鮮度等について消費者の判断を誤らせるおそれのある添加物の使用は、添加物本来の目的に反するものであるため、使用基準に反しないものであっても、使用しないよう指導しています。

(生鮮-8) ~ (附則-4) (略)

別添 製造所固有記号 (略)

(固有記号-1) ~ (固有記号-22) (略)

(固有記号-23) 製造所固有記号は5年ごとに更新の届出を必要としていますが、起算日はどの時点になりますか。また、更新の届出は5年の期間が満了する日の何日前からできますか。

(答)

製造所固有記号の更新は、届出日を起算日として5年の期間が満了する日(更新期限)の90日前から届出を行うことができます。

なお、製造所固有記号の更新を行った際の次の起算日は、5年を経過した日(更新期限の翌日)となります。

また、製造所固有記号の更新は、5年の期間が満了する日までに完了する必要がありますが、更新の届出を行ってから手続が完了するまでに10日程度の期間を要しますので、更新の届出は、時間に余裕を見て行うようにしてください。

(例)

起算日：平成28年4月15日(届出日)

更新期限：令和3年4月14日
更新期間：令和3年1月15日～同年4月14日
更新後起算日：令和3年4月15日（5年を経過した日）
更新期限：令和8年4月14日

（固有記号－24）～（固有記号－50）（略）

（固有記号－51）新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中（平成28年4月1日～令和2年3月31日）に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。

（略）

（固有記号－52）新しい製造所固有記号制度は、平成28年4月1日に施行されますが、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間は設けられていますか。

（答）

旧制度に基づき取得した製造所固有記号は、令和2年3月31日までに製造される一般用加工食品及び消費者向け添加物に使用することができます。具体的には以下の場合です。

①～③（略）

（固有記号－53）（略）

（固有記号－54）賞味期限が3年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成29年6月に製造すると、賞味期限は令和2年5月になります。賞味期限の令和2年5月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

（答）

食品表示基準附則第4条により、令和2年3月31日までに製造される一般用加工食品については、旧制度で取得している製造所固有記号による表示も認められます。

なお、旧制度に基づく製造所固有記号による表示については、（固有記号－52）を参照願います。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン（略）

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

（A－1）～（H－5）（略）

更新期限：平成33年4月14日
更新期間：平成33年1月15日～同年4月14日
更新後起算日：平成33年4月15日（5年を経過した日）
更新期限：平成38年4月14日

（固有記号－24）～（固有記号－50）（略）

（固有記号－51）新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中（平成28年4月1日～平成32年3月31日）に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。

（略）

（固有記号－52）新しい製造所固有記号制度は、平成28年4月1日に施行されますが、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間は設けられていますか。

（答）

旧制度に基づき取得した製造所固有記号は、平成32年3月31日までに製造される一般用加工食品及び消費者向け添加物に使用することができます。具体的には以下の場合です。

①～③（略）

（固有記号－53）（略）

（固有記号－54）賞味期限が3年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成29年6月に製造すると、賞味期限は平成32年5月になります。賞味期限の平成32年5月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

（答）

食品表示基準附則第4条により、平成32年3月31日までに製造される一般用加工食品については、旧制度で取得している製造所固有記号による表示も認められます。

なお、旧制度に基づく製造所固有記号による表示については、（固有記号－52）を参照願います。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン（略）

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

（A－1）～（H－5）（略）

(I-1) 乳糖の表示に関する経緯を教えてください。

(答)
乳糖の表示に関しては、幾つかの経緯を経て現在に至っています。

①～④ (略)

⑤ 乳糖の精製度については、乳糖関係会社よりデータの提供を受け、ア～ウ (略)
エ 乳糖には「乳」の文字が含まれることにより、「乳」の**拡大**表記として認めることが妥当であるとの見解が示されました。

(I-2)～(I-8) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1)～(GM-12) (略)

(GM-13) 食品表示基準の遺伝子組換えに関する表示ルールはお酒についても適用されますか。

(答)
酒類についても食品表示基準の対象であり、遺伝子組換えに関する表示ルールが適用されます。

ただし、ビール類(ビール・発泡酒・いわゆる新ジャンル)や焼酎・ウイスキー等の蒸留酒は、原料由来のDNA等が加工(発酵・蒸留)過程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によっても検出されず*、組み換えられたDNA等が残存する加工食品には該当しないため、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

発酵・蒸留後の酒類に遺伝子組換え農産物(その加工品を含みます。)を主な原材料として混和した酒類は、遺伝子組換えに関する表示ルールに従って表示を行う必要があります。

※ 独立行政法人酒類総合研究所による研究結果が公表されています。(2018年(平成30年)「酒類におけるとうもろこし由来DNAの残存分析に関する研究」<https://www.nrib.go.jp/data/research.htm>)

(GM-14)～(GM-39) (略)

(GM-40)「分別生産流通管理(IPハンドリング)」とは、具体的にどのようなものですか。

(答)

(I-1) 乳糖の表示に関する経緯を教えてください。

(答)
乳糖の表示に関しては、幾つかの経緯を経て現在に至っています。

①～④ (略)

⑤ 乳糖の精製度については、乳糖関係会社よりデータの提供を受け、ア～ウ (略)
エ 乳糖には「乳」の文字が含まれることにより、「乳」の**代替**表記として認めることが妥当であるとの見解が示されました。

(I-2)～(I-8) (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1)～(GM-12) (略)

(GM-13) 食品表示基準の遺伝子組換えに関する表示ルールはお酒についても適用されますか。

(答)
酒類についても食品表示基準の対象であり、遺伝子組換えに関する表示ルールが適用されます。

(GM-14)～(GM-39) (略)

(GM-40)「分別生産流通管理(IPハンドリング)」とは、具体的にどのようなものですか。

(答)

1～5 (略)

- ※1 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。
(大豆及びとうもろこし並びにばれいしょ)
- ・財団法人食品産業センター
http://www.shokusan.or.jp/
 - ・消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/[#manual](#)
 - ・農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html

- ※2 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。
(パパイヤ)
- ・消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/[#manual](#)
 - ・農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html

(GM-41)～(GM-57) (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)

(全般-1)～(問-23) (略)

(表示方法-1) 原料原産地の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は以下のとおりです。(例1、例2はどちらの方法も可能です。)

《例1：原材料名欄にかっこ書きで表記(食品表示基準別記様式1 備考3)》

(略)	(略)
消費期限	令和 ××年××月××日
(略)	(略)

1～5 (略)

- ※1 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。
(大豆及びとうもろこし並びにばれいしょ)
- ・財団法人食品産業センター
http://www.shokusan.or.jp/
 - ・消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/[#guidelin](#)
 - ・農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html

- ※2 これらのマニュアルについては、下記のウェブサイトから p d f ファイルで入手することができます。
(パパイヤ)
- ・消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/guideline/[#guidelin](#)
 - ・農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/qa.html

(GM-41)～(GM-57) (略)

別添 原料原産地表示 (別表15の1～6)

(全般-1)～(問-23) (略)

(表示方法-1) 原料原産地の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は以下のとおりです。(例1、例2はどちらの方法も可能です。)

《例1：原材料名欄にかっこ書きで表記(食品表示基準別記様式1 備考3)》

(略)	(略)
消費期限	平成 ××年××月××日
(略)	(略)

《例2：原料原産地名欄による表記》

(略)	(略)
消費期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－2) 原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上を占めるものと同じような原材料が使われており、原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものが特定しにくい場合についての表示の方法について教えてください。

(答)

1～3 (略)

《例3：原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上を占めるものと同じような複数の原材料が使われている場合》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

※ 以下のような表示は、(表示方法－1)の《例2》と同様の表示の方法ですが、この場合、だいこんの原産地なのかにんじんの原産地なのか判断できないため、食品表示基準に抵触する表示に該当します。

《不適切な表示例》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－3) 食品表示基準別記様式1の枠外に原料原産地を表示する場合についての表示の方法を教えてください。

(答)

例えば、調達先が頻繁に変動する等により、あらかじめ容器包装に印刷して表示することが困難な場合には、賞味期限と同様にこの様式の原料原産地名の欄に表示箇所を表示した上で、枠外に表示することも認められます。

この際、表示場所については、「枠外記載」、「別途記載」等ではなく、「商品名下部に記載」等のように、消費者にとって分かりやすいように明示してください。

《例2：原料原産地名欄による表記》

(略)	(略)
消費期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－2) 原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上を占めるものと同じような原材料が使われており、原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものが特定しにくい場合についての表示の方法について教えてください。

(答)

1～3 (略)

《例3：原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上を占めるものと同じような複数の原材料が使われている場合》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

※ 以下のような表示は、(表示方法－1)の《例2》と同様の表示の方法ですが、この場合、だいこんの原産地なのかにんじんの原産地なのか判断できないため、食品表示基準に抵触する表示に該当します。

《不適切な表示例》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－3) 食品表示基準別記様式1の枠外に原料原産地を表示する場合についての表示の方法を教えてください。

(答)

例えば、調達先が頻繁に変動する等により、あらかじめ容器包装に印刷して表示することが困難な場合には、賞味期限と同様にこの様式の原料原産地名の欄に表示箇所を表示した上で、枠外に表示することも認められます。

この際、表示場所については、「枠外記載」、「別途記載」等ではなく、「商品名下部に記載」等のように、消費者にとって分かりやすいように明示してください。

また、印字又はシールなどで対応することも可能です。シールの場合は容易に剥がれないようにしてください。

《例 4：表示箇所を明示した上で枠外に事前に印刷》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

《例 5：本商品に使用した原料の原産地に を打刻》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

注) この商品の原料〇〇の原産地は ○ で印字しています。

《例 6：包装に事前に印刷するのではなく、シールを添付》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－4) 複数の原料原産地を表示する場合の表示の方法について教えてください。

(答)

- 1 原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものについて、2カ国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産国名を表示します。

《例 7：原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

- 2 原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものの原産地が3箇所以上ある場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2箇所以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

《例 8：原料原産地が3箇所以上であり、全て表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

また、印字又はシールなどで対応することも可能です。シールの場合は容易に剥がれないようにしてください。

《例 4：表示箇所を明示した上で枠外に事前に印刷》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

《例 5：本商品に使用した原料の原産地に を打刻》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

注) この商品の原料〇〇の原産地は ○ で印字しています。

《例 6：包装に事前に印刷するのではなく、シールを添付》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－4) 複数の原料原産地を表示する場合の表示の方法について教えてください。

(答)

- 1 原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものについて、2カ国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産国名を表示します。

《例 7：原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

- 2 原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものの原産地が3箇所以上ある場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2箇所以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

《例 8：原料原産地が3箇所以上であり、全て表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

《例9：原料原産地を2箇所以上表示し、それ以上を「その他」として表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

3 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合は、国レベルでカウントし、3カ国以上のものを混合した場合に「その他」と表示できることとします。

《例10：a県産、b県産の原材料とA国の原材料を混合して使用した場合》

○

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

○

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

○

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

《不適切な表示例》

※ a県、b県、A国で3箇所とカウントせず、国レベルで日本、A国の2箇所とカウントするため、「その他」表示による省略は不可。

×

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－5) 複数国の原料を混合して製造する等、原産地の重量割合が商品ごとに特定できない場合についての表示の方法について教えてください。

(答)

このような場合については、下記のように表示することも可能です。
ただし、消費者の優良誤認を招かないよう注意してください。(この表示の考え方については、表示の方法－10を参照。)

《例11：合理的な方法に基づき重量順に表示し、その方法及び詳細について回答できる旨を表示》

(略)	(略)
賞味期限	令和元年××月××日

《例9：原料原産地を2箇所以上表示し、それ以上を「その他」として表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

3 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合は、国レベルでカウントし、3カ国以上のものを混合した場合に「その他」と表示できることとします。

《例10：a県産、b県産の原材料とA国の原材料を混合して使用した場合》

○

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

○

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

○

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

《不適切な表示例》

※ a県、b県、A国で3箇所とカウントせず、国レベルで日本、A国の2箇所とカウントするため、「その他」表示による省略は不可。

×

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

(表示方法－5) 複数国の原料を混合して製造する等、原産地の重量割合が商品ごとに特定できない場合についての表示の方法について教えてください。

(答)

このような場合については、下記のように表示することも可能です。
ただし、消費者の優良誤認を招かないよう注意してください。(この表示の考え方については、表示の方法－10を参照。)

《例11：合理的な方法に基づき重量順に表示し、その方法及び詳細について回答できる旨を表示》

(略)	(略)
賞味期限	平成20年××月××日

(略) (略)

注) すけとうだらの卵巣の原産地は、当社における平成30年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口(電話番号〇〇)にお尋ねください。

(表示方法-6) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語について教えてください。

(答)

例えば、「沼津産」と強調表示がされたあじの開きがあった場合、「沼津」が製造地なのか原料原産地なのか不明確であり、消費者は強調表示を見て「沼津」が原料原産地であると誤認する可能性があります。このように、製造地をあたかも原料の原産地であるかのように誤認させるような表示が「産地名の意味を誤認させるような用語」に該当します。このような場合に、もし原料原産地がA国であるならば、製造地：沼津、原料原産地：A国と区別して明記すること等により、それぞれの産地名の意味が明確に分かるように表示を行うことが必要です。

《例12：産地を表示する場合、製造地なのか原料原産地なのか分かるように明確に表示》

〈商品表面〉

(略)

〈一括表示欄〉

(略)	(略)
賞味期限	令和××年××月××日
(略)	(略)

〈改善表示例〉

(略)

(表示方法-7)～(表示方法-9) (略)

(表示方法-10) 輸入した原料を混合して製造するものであって、調達先が頻繁に変わるなど、例外的に原料の原産地ごとの重量割合が商品ごとに特定できない場合の表示の方法を教えてください。

(答)

原材料は、通常の場合、使用した原産国ごとの割合を製造業者が把握しているはずであるため、原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものの原産地を、原材料に占める重量割合の高い順に列記することとしています。

しかしながら、現実には、輸入した原料を混合して製造するものであって、調達先が頻繁に変わるなど、例外的に原料の原産地ごとの重量割合が商品ごとに特定できない場合があります。

例えば、塩たらしについては、米国、ロシア、日本の3か国に原産国が限定されており、うち国産以外の米国産、ロシア産の原料は品質面でも、価格面でも大きな違いはみられないことから両国の原材料は混合使用され、製品ごとに使用した原産国の重量割合を特定することは極めて困難な状況にあります。

(略) (略)

注) すけとうだらの卵巣の原産地は、当社における平成19年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口(電話番号〇〇)にお尋ねください。

(表示方法-6) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語について教えてください。

(答)

例えば、「沼津産」と強調表示がされたあじの開きがあった場合、「沼津」が製造地なのか原料原産地なのか不明確であり、消費者は強調表示を見て「沼津」が原料原産地であると誤認する可能性があります。このように、製造地をあたかも原料の原産地であるかのように誤認させるような表示が「産地名の意味を誤認させるような用語」に該当します。このような場合に、もし原料原産地がA国であるならば、製造地：沼津、原料原産地：A国と区別して明記すること等により、それぞれの産地名の意味が明確に分かるように表示を行うことが必要です。

《例12：産地を表示する場合、製造地なのか原料原産地なのか分かるように明確に表示》

〈商品表面〉

(略)

〈一括表示欄〉

(略)	(略)
賞味期限	平成××年××月××日
(略)	(略)

〈改善表示例〉

(略)

(表示方法-7)～(表示方法-9) (略)

(表示方法-10) 輸入した原料を混合して製造するものであって、調達先が頻繁に変わるなど、例外的に原料の原産地ごとの重量割合が商品ごとに特定できない場合の表示の方法を教えてください。

(答)

原材料は、通常の場合、使用した原産国ごとの割合を製造業者が把握しているはずであるため、原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものの原産地を、原材料に占める重量割合の高い順に列記することとしています。

しかしながら、現実には、輸入した原料を混合して製造するものであって、調達先が頻繁に変わるなど、例外的に原料の原産地ごとの重量割合が商品ごとに特定できない場合があります。

例えば、塩たらしについては、米国、ロシア、日本の3か国に原産国が限定されており、うち国産以外の米国産、ロシア産の原料は品質面でも、価格面でも大きな違いはみられないことから両国の原材料は混合使用され、製品ごとに使用した原産国の重量割合を特定することは極めて困難な状況にあります。

このため、こうした商品については、消費者に誤認を与えないことを条件に、別途その旨認識できるよう注意書きを加えることで、製造事業者の責任において原産地ごとの使用割合を合理的に判断し、その判断に従った順序で原産地を表示することを例外的に認めることとします。

例えば、塩たらこについては、米国産、ロシア産の原料のみを使用した商品については、直近1年間の原料使用実態を按分し、多い方から順に表示する等、事業者において原産地の表示順を決めたルールを定め、そのルールに従って表示することを可能とします。

ただし、この場合には、商品にその旨認識できるよう、「原料原産地は、当社における〇年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社にお尋ねください。」等、必ずしも商品ごとの重量割合順に表示しているものではないことを明記してください。

《表示例》令和2年の原料取扱い割合が、ロシア6割、米国4割の場合

(略)	(略)
-----	-----

注) スケトウダラの原料原産地は、当社における令和2年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社にお尋ねください。

※ なお、通常、国産原料が米国産又はロシア産の原料と混合使用されることはないことから、国産原料と外国産原料の両方を原料として表示することは想定していません。

また、以下のように通常の原料原産地を記載し、例外的に変動する場合がある旨を記載する表示方法は認められませんので御注意ください。

×	(略)	(略)	商品名 (略)
	賞味期限	令和××年××月××日	
	(略)	(略)	

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1) ~ (原原-3) (略)

(原原-4) いわゆる「冠表示」の原材料も原料原産地表示の対象になりますか。

(答)

冠表示は、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示方法を一般に指しますが、食品表示基準上の定義はなく、冠表示をした特定の原材料が重量割合上位1位でなければ、冠表示を行っていたとしても、原料原産地表示の対象としていません。

なお、「冠表示」を行う食品関連事業者による自主的な産地情報の提供に関する

このため、こうした商品については、消費者に誤認を与えないことを条件に、別途その旨認識できるよう注意書きを加えることで、製造事業者の責任において原産地ごとの使用割合を合理的に判断し、その判断に従った順序で原産地を表示することを例外的に認めることとします。

例えば、塩たらこについては、米国産、ロシア産の原料のみを使用した商品については、直近1年間の原料使用実態を按分し、多い方から順に表示する等、事業者において原産地の表示順を決めたルールを定め、そのルールに従って表示することを可能とします。

ただし、この場合には、商品にその旨認識できるよう、「原料原産地は、当社における〇年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社にお尋ねください。」等、必ずしも商品ごとの重量割合順に表示しているものではないことを明記してください。

《表示例》平成19年の原料取扱い割合が、ロシア6割、米国4割の場合

(略)	(略)
-----	-----

注) スケトウダラの原料原産地は、当社における平成19年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社にお尋ねください。

※ なお、通常、国産原料が米国産又はロシア産の原料と混合使用されることはないことから、国産原料と外国産原料の両方を原料として表示することは想定していません。

また、以下のように通常の原料原産地を記載し、例外的に変動する場合がある旨を記載する表示方法は認められませんので御注意ください。

×	(略)	(略)	商品名 (略)
	賞味期限	平成××年××月××日	
	(略)	(略)	

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1) ~ (原原-3) (略)

(原原-4) いわゆる「冠表示」の原材料も原料原産地表示の対象になりますか。

(答)

冠表示は、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示方法を一般に指しますが、食品表示基準上の定義はなく、冠表示を行っていたとしても、原料原産地表示の対象としていません。

ただし、冠表示をした特定の原材料が重量割合上位1位の原材料である場合は、

る取組が推進されるよう、「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン（平成31年3月29日消食表第147号）」を策定しましたので、自主的に情報提供する際には、当該ガイドラインを参考にしてください。

(原原－5)・(原原－6) (略)

(原原－7) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割して表示している場合、どの原材料の原産地を表示すればよいですか。

(答)

1～3 (略)

《例1：複合原材料表示による方法》

(略)	(略)
賞味期限	令和元年10月1日
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	令和1年10月1日
(略)	(略)

《例2：分割して表示する方法》

(略)	(略)
賞味期限	2019年10月1日
(略)	(略)

(原原－8)～(原原－12) (略)

(原原－13) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「魚肉」等と括って表示している場合、原産地表示はどのようにするのですか。

(答)

1 (略)

2 鮮魚のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例1：原料原産地名の事項欄を設けて表示する場合》

(魚肉が全て国産の場合)

(略)	(略)
賞味期限	令和元年12月31日

原料原産地表示の対象です。

(原原－5)・(原原－6) (略)

(原原－7) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割して表示している場合、どの原材料の原産地を表示すればよいですか。

(答)

1～3 (略)

《例1：複合原材料表示による方法》

(略)	(略)
賞味期限	平成29年10月1日
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	平成29年10月1日
(略)	(略)

《例2：分割して表示する方法》

(略)	(略)
賞味期限	平成29年10月1日
(略)	(略)

(原原－8)～(原原－12) (略)

(原原－13) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「魚肉」等と括って表示している場合、原産地表示はどのようにするのですか。

(答)

1 (略)

2 鮮魚のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例1：原料原産地名の事項欄を設けて表示する場合》

(魚肉が全て国産の場合)

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日

(略)	(略)
-----	-----

《例 2：原材料名に併記して表示する場合》
 (魚肉が全て国産の場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和 1 年</u> 12月31日
(略)	(略)

《例 3：魚種を明記した場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2019年</u> 12月31日
(略)	(略)

《例 4：明記している魚種の全てが国産の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>19. 12. 31</u>
(略)	(略)

3 冷凍魚肉すり身のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例 5：魚肉すり身の製造地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる 3 以上の外国製造の魚肉すり身
 >国内製造の魚肉すり身の場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>01. 12. 31</u>
(略)	(略)

《例 6：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる 3 以上の外国産の魚類を原料と
 した魚肉すり身>国産の魚類を原料とした魚肉すり身の場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>R1. 12. 31</u>
(略)	(略)

《例 7：「魚肉」ではなく、「魚肉すり身」と原材料名表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる 3 以上の外国製造の魚肉すり身
 を使用する場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>2019. 12. 31</u>
(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

《例 2：原材料名に併記して表示する場合》
 (魚肉が全て国産の場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年</u> 12月31日
(略)	(略)

《例 3：魚種を明記した場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年</u> 12月31日
(略)	(略)

《例 4：明記している魚種の全てが国産の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

3 冷凍魚肉すり身のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例 5：魚肉すり身の製造地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる 3 以上の外国製造の魚肉すり身
 >国内製造の魚肉すり身の場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例 6：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる 3 以上の外国産の魚類を原料と
 した魚肉すり身>国産の魚類を原料とした魚肉すり身の場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例 7：「魚肉」ではなく、「魚肉すり身」と原材料名表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる 3 以上の外国製造の魚肉すり身
 を使用する場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例8：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》
(例7の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

(略)	(略)
賞味期限	令和元年12月31日
(略)	(略)

4 冷凍魚肉すり身と鮮魚を混合して製造した魚肉練り製品等の場合
《例9：魚肉すり身の製造地と鮮魚の産地を表示する場合》
(アメリカ製造の魚肉すり身>国産の鮮魚の場合)

(略)	(略)
賞味期限	令和元年12月31日
(略)	(略)

《例10：鮮魚まで遡って産地を表示する場合》
(例9の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

(略)	(略)
賞味期限	令和元年12月31日
(略)	(略)

(原原-14)・(原原-15) (略)

(原原-16) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

(答)

1～3 (略)

4 具体的な表示例は以下のとおりです。

《例1：原料原産地名欄による表記》

(略)	(略)
賞味期限	令和2年1月5日
(略)	(略)

《例2：原材料名欄に括弧書きで表記(食品表示基準別記様式1 備考3)》

(略)	(略)
賞味期限	2020年1月5日
(略)	(略)

《例3：一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示》

(略)	(略)	商品名
-----	-----	-----

《例8：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》
(例7の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日
(略)	(略)

4 冷凍魚肉すり身と鮮魚を混合して製造した魚肉練り製品等の場合
《例9：魚肉すり身の製造地と鮮魚の産地を表示する場合》
(アメリカ製造の魚肉すり身>国産の鮮魚の場合)

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日
(略)	(略)

《例10：鮮魚まで遡って産地を表示する場合》
(例9の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日
(略)	(略)

(原原-14)・(原原-15) (略)

(原原-16) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

(答)

1～3 (略)

4 具体的な表示例は以下のとおりです。

《例1：原料原産地名欄による表記》

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日
(略)	(略)

《例2：原材料名欄に括弧書きで表記(食品表示基準別記様式1 備考3)》

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日
(略)	(略)

《例3：一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示》

(略)	(略)	商品名
-----	-----	-----

賞味期限 (略)	<u>2020.01.05</u> (略)	(略)
-------------	--------------------------	-----

《不適切な表示例》

※ 例1において、原材料が複数ある場合、原料原産地名欄に単に産地名のみ表示すると、どの原材料の産地を表示しているのか不明となるため、産地名の後ろに括弧を付して、当該産地に対応した原材料名を表示する必要があります。

×	(略)	(略)
	賞味期限	<u>20.01.05</u>
	(略)	(略)

(原原-17) 複数の原産地の原材料を混合している場合の表示の方法について教えてください。

(答)

- 1 2か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産地を表示します。

《例1：原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年1月5日</u>
(略)	(略)

- 2 3か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

《例2：原料原産地が3か国以上であり、全て表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020年1月5日</u>
(略)	(略)

《例3：原料原産地を2か国以上表示し、それ以外を「その他」と表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020.01.05</u>
(略)	(略)

- 3 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合も、国単位で計算します。すなわち、3か国以上のものを混合し、かつ、2か国以上表示した場合に、その他の原産地を「その他」と表示できます。

賞味期限 (略)	<u>平成29年12月31日</u> (略)	(略)
-------------	---------------------------	-----

《不適切な表示例》

※ 例1において、原材料が複数ある場合、原料原産地名欄に単に産地名のみ表示すると、どの原材料の産地を表示しているのか不明となるため、産地名の後ろに括弧を付して、当該産地に対応した原材料名を表示する必要があります。

×	(略)	(略)
	賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
	(略)	(略)

(原原-17) 複数の原産地の原材料を混合している場合の表示の方法について教えてください。

(答)

- 1 2か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産地を表示します。

《例1：原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

- 2 3か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

《例2：原料原産地が3か国以上であり、全て表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例3：原料原産地を2か国以上表示し、それ以外を「その他」と表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

- 3 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合も、国単位で計算します。すなわち、3か国以上のものを混合し、かつ、2か国以上表示した場合に、その他の原産地を「その他」と表示できます。

《例4：鹿児島県産（50%）、宮崎県産（30%）の原材料とカナダ産（20%）の原材料を混合して使用した場合》

○	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>令和2年1月5日</u> (略)
○	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>2020年1月5日</u> (略)
○	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>2020.01.05</u> (略)

《不適切な表示例》

※ 鹿児島県、宮崎県、カナダ、アメリカを原産地とする原材料を混合している場合であっても、「鹿児島県、宮崎県、その他」という表示は、国単位でみて1か国（日本）しか表示していないため不可。

×	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>20.01.05</u> (略)
---	--------------------	-------------------------------

（原原-18）原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。

（答）
1・2 （略）

《例1：豆腐サラダに原料原産地表示をする場合》

(略)	(略)
消費期限	<u>令和元年5月21日</u>
(略)	(略)

《例2：つくだ煮に原料原産地表示をする場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年1月5日</u>
(略)	(略)

《例3：マカロニサラダに原料原産地表示をする場合》

《例4：鹿児島県産（50%）、宮崎県産（30%）の原材料とカナダ産（20%）の原材料を混合して使用した場合》

○	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>平成29年12月31日</u> (略)
○	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>平成29年12月31日</u> (略)
○	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>平成29年12月31日</u> (略)

《不適切な表示例》

※ 鹿児島県、宮崎県、カナダ、アメリカを原産地とする原材料を混合している場合であっても、「鹿児島県、宮崎県、その他」という表示は、国単位でみて1か国（日本）しか表示していないため不可。

×	(略) 賞味期限 (略)	(略) <u>平成29年12月31日</u> (略)
---	--------------------	----------------------------------

（原原-18）原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。

（答）
1・2 （略）

《例1：豆腐サラダに原料原産地表示をする場合》

(略)	(略)
消費期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例2：つくだ煮に原料原産地表示をする場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例3：マカロニサラダに原料原産地表示をする場合》

(略)	(略)
消費期限	<u>令和1年5月21日</u>
(略)	(略)

《例4：コーンスナック菓子に原料原産地表示をする場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020年1月5日</u>
(略)	(略)

(原原-19) ～ (原原-24) (略)

(原原-25) 原材料が1種類で原材料名の表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

原料原産地名の表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。

具体的には、原料原産地名欄を設け、原産地名の後に括弧を付して原材料名を表示するなど、原産地名を原材料名に対応させて表示してください。

また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄の原材料名の後に括弧を付して原産地を表示することも可能です。

《例1：原材料名欄を省略した場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)

《例2：原材料名欄を省略しない場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)

(原原-26) (略)

(原原-27) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1～4 (略)

《例1：外国の産地2か国の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020年1月5日</u>
(略)	(略)

(略)	(略)
消費期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例4：コーンスナック菓子に原料原産地表示をする場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

(原原-19) ～ (原原-24) (略)

(原原-25) 原材料が1種類で原材料名の表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

原料原産地名の表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。

具体的には、原料原産地名欄を設け、原産地名の後に括弧を付して原材料名を表示するなど、原産地名を原材料名に対応させて表示してください。

また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄の原材料名の後に括弧を付して原産地を表示することも可能です。

《例1：原材料名欄を省略した場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成30年3月31日</u>
(略)	(略)

《例2：原材料名欄を省略しない場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成30年3月31日</u>
(略)	(略)

(原原-26) (略)

(原原-27) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1～4 (略)

《例1：外国の産地2か国の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、2018年の使用実績順

《例2：国産を含めた2か国の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年1月5日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、平成29年から2年間の使用実績順

《例3：3か国の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年1月5日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、前年の使用実績順

《例4：3か国目以降を「その他」と表示した場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年1月5日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、平成30年9月から令和元年8月までの使用実績順

(原原-28) (略)

(原原-29)「又は表示」をする際、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示した場合、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。

(答)

1 (略)

《例：「又は表示」で5%未満の原産地がある場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和3年3月30日</u>
(略)	(略)

※ 大豆の原産地順・割合は、平成30年の使用実績

2 (略)

(原原-30)・(原原-31) (略)

(原原-32)「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

※ 豚肉の産地は、平成27年の使用実績順

《例2：国産を含めた2か国の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、平成26年から2年間の使用実績順

《例3：3か国の場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、前年の使用実績順

《例4：3か国目以降を「その他」と表示した場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

(原原-28) (略)

(原原-29)「又は表示」をする際、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示した場合、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。

(答)

1 (略)

《例：「又は表示」で5%未満の原産地がある場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成30年3月30日</u>
(略)	(略)

※ 大豆の原産地順・割合は、平成27年の使用実績

2 (略)

(原原-30)・(原原-31) (略)

(原原-32)「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1・2 (略)

《例1：3以上の外国産のみの場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和3年3月30日</u>
(略)	(略)

《例2：国産より外国産の方が多い場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和3年3月30日</u>
(略)	(略)

《例3：外国産より国産の方が多い場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和3年3月30日</u>
(略)	(略)

(原原-33)・(原原-34) (略)

(原原-35)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1・2 (略)

《例1》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年2月2日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、平成30年6月から令和1年5月までの使用実績順

《例2》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)

※ 小麦の産地は、賞味期限の2年前の使用実績順

(原原-36)「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよい

(答)

1・2 (略)

《例1：3以上の外国産のみの場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成30年3月30日</u>
(略)	(略)

《例2：国産より外国産の方が多い場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成30年3月30日</u>
(略)	(略)

《例3：外国産より国産の方が多い場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成30年3月30日</u>
(略)	(略)

(原原-33)・(原原-34) (略)

(原原-35)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

1・2 (略)

《例1》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

※ 豚肉の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

《例2》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成30年3月31日</u>
(略)	(略)

※ 小麦の産地は、賞味期限の2年前の使用実績順

(原原-36)「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよい

ですか。また、どの程度の期間が認められますか。

(答)

1 (略)

2 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合の注意書きについては、

① ○○の産地は、令和元年の使用実績順

② ○○の産地は、2019年から2年間の使用実績順

③～⑪ (略)

⑫ ○○の産地は、平成30年9月から令和1年8月までの使用実績順

⑬・⑭ (略)

等が考えられます。(原原-26)のとおり、遡ることができる期間は、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から3年以内であるため、例えば、製造年が令和元年であれば、平成28年、平成29年、平成30年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。

なお、賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

3 今後の一定期間における使用計画順に表示する場合の注意書きについては、

① ○○の産地は、令和元年の使用計画順

② (略)

③ ○○の産地は、令和1年6月から令和2年5月までの契約栽培から推定した順

④ (略)

⑤ ○○の産地は、令和元年の使用計画順。令和2年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。

等が考えられますが、いずれの場合も、当該計画の期間内に製造された製品に限り、これらを注意書きに使用することができます。

4 期間については、

① 「令和○年」と表示し、特段の説明がない場合は、1月から12月まで

② 「令和○年度」と表示し、特段の説明がない場合は、4月から3月までの期間のものと判断します。(元号に代えて、西暦を用いた場合も同様)

農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行ってください。

また、「前年の使用実績順」などの表示は、例えば、製造年が令和元年であれば平成30年を指し、製造年が令和2年であれば令和元年を指すこととなりますので、当該表示を続けることが誤表示とならないか、よく確認してください。

ですか。また、どの程度の期間が認められますか。

(答)

1 (略)

2 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合の注意書きについては、

① ○○の産地は、平成27年の使用実績順

② ○○の産地は、平成26年から2年間の使用実績順

③～⑪ (略)

⑫ ○○の産地は、平成27年9月から平成28年8月までの使用実績順

⑬・⑭ (略)

等が考えられます。(原原-26)のとおり、遡ることができる期間は、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から3年以内であるため、例えば、製造年が平成29年であれば、平成26年、平成27年、平成28年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。

なお、賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

3 今後の一定期間における使用計画順に表示する場合の注意書きについては、

① ○○の産地は、平成29年の使用計画順

② (略)

③ ○○の産地は、平成29年6月から平成30年5月までの契約栽培から推定した順

④ (略)

⑤ ○○の産地は、平成29年の使用計画順。平成30年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。

等が考えられますが、いずれの場合も、当該計画の期間内に製造された製品に限り、これらを注意書きに使用することができます。

4 期間については、

① 「平成○年」と表示し、特段の説明がない場合は、1月から12月まで

② 「平成○年度」と表示し、特段の説明がない場合は、4月から3月までの期間のものと判断します。(元号に代えて、西暦を用いた場合も同様)

農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行ってください。

また、「前年の使用実績順」などの表示は、例えば、製造年が平成29年であれば平成28年を指し、製造年が平成30年であれば平成29年を指すこととなりますので、当該表示を続けることが誤表示とならないか、よく確認してください。

5 (略)

(原原-37)・(原原-38) (略)

(原原-39)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(略)

(原原-40)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

(答)

1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」を使用する際の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の計上方法は、工場の製品ごとのほか、以下のような考え方もできることとします。

①・② (略)

2 なお、原料の管理を共通化していない製品を区別せずに集計した会社全体や工場全体等での過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画については、使用できません。

※ また、当然のことながら国別重量順表示においては、製造された製品ごとに、使用した原材料の原料原産地名を表示する必要があります。

(原原-41) 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(答)

1～5 (略)

《例1：中間加工原材料の製造地表示》

(りんご果汁を購入し、使用している場合)

(略)	(略)
賞味期限	令和2年3月31日
(略)	(略)

(皮を購入し、使用している場合)

(略)	(略)
賞味期限	令和元年11月24日
(略)	(略)

5 (略)

(原原-37)・(原原-38) (略)

(原原-39)「又は表示」、「大括り表示」等の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要があるのですか。

(略)

(原原-40)「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

(答)

1 「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の計上方法は、工場の製品ごとのほか、以下のような考え方もできることとします。

①・② (略)

2 なお、原料の管理を共通化していない製品を区別せずに集計した会社全体や工場全体等での過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画については、使用できません。

(原原-41) 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(答)

1～5 (略)

《例1：中間加工原材料の製造地表示》

(りんご果汁を購入し、使用している場合)

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日
(略)	(略)

(皮を購入し、使用している場合)

(略)	(略)
賞味期限	平成29年12月31日
(略)	(略)

(小麦粉を購入し、使用している場合)
(略)

《例 2 : 中間加工原材料の製造地表示 (原料原産地名の事項欄を設けて表示)》
(りんご果汁を購入し、使用している場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020年3月31日</u>
(略)	(略)

《例 3 : 中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示》

○

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)

×

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)

《例 4 : 中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示 (原料原産地名の事項欄を設けて表示)》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和2年3月31日</u>
(略)	(略)

《例 5 : 中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を原料原産地名の事項欄を設けて表示する際、当該生鮮原材料が複数の中間加工原材料に使用されている場合》
※ 原産地を表示する生鮮原材料がどの中間加工原材料の生鮮原材料かが分かるように表示する必要があります。

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020.3.31</u>
(略)	(略)

(原原-42)・(原原-43) (略)

(原原-44) 何段階かの製造工程を経て製造された中間加工原材料については、

(小麦粉を購入し、使用している場合)
(略)

《例 2 : 中間加工原材料の製造地表示 (原料原産地名の事項欄を設けて表示)》
(りんご果汁を購入し、使用している場合)

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例 3 : 中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示》

○

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

×

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例 4 : 中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示 (原料原産地名の事項欄を設けて表示)》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例 5 : 中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を原料原産地名の事項欄を設けて表示する際、当該生鮮原材料が複数の中間加工原材料に使用されている場合》
※ 原産地を表示する生鮮原材料がどの中間加工原材料の生鮮原材料かが分かるように表示する必要があります。

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

(原原-42)・(原原-43) (略)

(原原-44) 何段階かの製造工程を経て製造された中間加工原材料については、

どの段階の製造地を表示するのですか。

(答)

原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合は、当該中間加工原材料の製造地又は生鮮原材料まで遡った原産地を表示することとし、それ以外の任意の段階での製造地表示は、原料原産地表示とは認められません。

《適切な例》

○	(略)	(略)
	賞味期限	<u>令和元年11月24日</u>
	(略)	(略)

《生鮮原材料まで遡っていない不適切な例》

×	(略)	(略)
	賞味期限	<u>令和1年11月24日</u>
	(略)	(略)

(原原-45) 原料原産地表示の対象である中間加工原材料が複合原材料であって、「中間加工原材料の製造地表示」ではなく、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する場合、複合原材料の中のどの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

1～4 (略)

《例1：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2019年11月24日</u>
(略)	(略)

《例2：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2019.11.24</u>
(略)	(略)

(原原-46) (略)

(原原-47) 中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

(答)

1・2 (略)

どの段階の製造地を表示するのですか。

(答)

原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合は、当該中間加工原材料の製造地又は生鮮原材料まで遡った原産地を表示することとし、それ以外の任意の段階での製造地表示は、原料原産地表示とは認められません。

《適切な例》

○	(略)	(略)
	賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
	(略)	(略)

《生鮮原材料まで遡っていない不適切な例》

×	(略)	(略)
	賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
	(略)	(略)

(原原-45) 原料原産地表示の対象である中間加工原材料が複合原材料であって、「中間加工原材料の製造地表示」ではなく、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する場合、複合原材料の中のどの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

1～4 (略)

《例1：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例2：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

(原原-46) (略)

(原原-47) 中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

(答)

1・2 (略)

《例 1：製造地表示における「又は表示」》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>
(略)	(略)

※ りんご果汁の製造地は、平成30年の使用実績順

《例 2：製造地表示における「大括り表示」》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020年 3 月 31 日</u>
(略)	(略)

(原原-48) 食品表示基準別表第 4 に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。

(答)

- 1 (略)
- 2 表示方法については、食品表示基準別表第20や別記様式 1 に従い、基本的には原料原産地名の事項欄を設け、以下のいずれかを表示します。
 - ① 個別の規定に基づき表示した原材料名に対応させて、その原産地を表示する

《例 1：濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>令和 2 年 3 月 31 日</u>
(略)	(略)

- ② 原材料として使用した時（製品を製造した時）の状態に対応した原材料名とその原産地を表示する
 この場合は、個別の規定に基づき原材料名欄に表示してある原材料が指し示す全ての原材料とそれぞれの原産地を表示してください。

《例 2：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>2020年 3 月 31 日</u>
(略)	(略)

《例 1：製造地表示における「又は表示」》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

※ りんご果汁の製造地は、平成27年の使用実績順

《例 2：製造地表示における「大括り表示」》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

(原原-48) 食品表示基準別表第 4 に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。

(答)

- 1 (略)
- 2 表示方法については、食品表示基準別表第20や別記様式 1 に従い、基本的には原料原産地名の事項欄を設け、以下のいずれかを表示します。
 - ① 個別の規定に基づき表示した原材料名に対応させて、その原産地を表示する

《例 1：濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

- ② 原材料として使用した時（製品を製造した時）の状態に対応した原材料名とその原産地を表示する
 この場合は、個別の規定に基づき原材料名欄に表示してある原材料が指し示す全ての原材料とそれぞれの原産地を表示してください。

《例 2：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

《例3：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合の「又は表示」》

(略)	(略)
賞味期限	<u>R2.3.31</u>
(略)	(略)

※りんご果汁の製造地及びりんごの原産地は、平成30年の使用実績順

- 3 また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄における原材料名の次に括弧を付して、当該原材料名に対応させてその原産地を表示することも可能です。
この場合、生鮮原材料の名称で原材料の表示をする場合に、加工食品の原材料名を併記すること（例えば「原材料名：りんご（りんご果汁（〇〇製造）」といった表示）は認められません。

《例4：ドイツ産のりんごを使用した濃縮りんごと国産のりんごを使用した濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>20.3.31</u>
(略)	(略)

(原原-49)～(原原-63) (略)

(原原-64) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(答)

- 1 (略)
- 2 改正食品表示基準の施行の日（平成29年9月1日）から、令和4年3月末日までを経過措置期間としています。この期間に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができますが、この期間後に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品は、改正前の食品表示基準に基づく表示では販売できません。

なお、業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の食品表示基準に基づく表示の製品の販売が可能です。

①・② (略)

- 3 (略)

(原原-65) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にあつて、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

《例3：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合の「又は表示」》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

※りんご果汁の製造地及びりんごの原産地は、平成27年の使用実績順

- 3 また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄における原材料名の次に括弧を付して、当該原材料名に対応させてその原産地を表示することも可能です。
この場合、生鮮原材料の名称で原材料の表示をする場合に、加工食品の原材料名を併記すること（例えば「原材料名：りんご（りんご果汁（〇〇製造）」といった表示）は認められません。

《例4：ドイツ産のりんごを使用した濃縮りんごと国産のりんごを使用した濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

(略)	(略)
賞味期限	<u>平成29年12月31日</u>
(略)	(略)

(原原-49)～(原原-63) (略)

(原原-64) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(答)

- 1 (略)
- 2 改正食品表示基準の施行の日（平成29年9月1日）から、平成34年3月末日までを経過措置期間としています。この期間に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができますが、この期間後に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品は、改正前の食品表示基準に基づく表示では販売できません。

なお、業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の食品表示基準に基づく表示の製品の販売が可能です。

①・② (略)

- 3 (略)

(原原-65) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にあつて、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

(答)

1 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成29年9月1日内閣府令第43号)の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にあり、**令和4年**4月1日以降に製造を完了、販売する製品は対象とならず、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができます。具体的には、酒類、果実酢等を想定しています。

2 (略)

(原原-66)・(原原-67) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示 (略)

別添 生食用牛肉に関する事項

(牛肉-1)～(牛肉-30) (略)

(牛肉-31) 容器包装への具体的な表示例を示してください。

(答)

1 国産品の生食用牛肉を容器包装に入れて消費者に販売する場合には、以下のような表示が必要になります。

(国産品の表示例)

(略)	(略)
消費期限	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
(略)	(略)

2 輸入品の生食用牛肉を容器包装に入れて消費者に販売する場合には、以下のような表示が必要になります。

(輸入品の表示例)

(略)	(略)
消費期限	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
(略)	(略)

3 (略)

別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

(答)

1 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成29年9月1日内閣府令第43号)の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にあり、**平成34年**4月1日以降に製造を完了、販売する製品は対象とならず、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができます。具体的には、酒類、果実酢等を想定しています。

2 (略)

(原原-66)・(原原-67) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示 (略)

別添 生食用牛肉に関する事項

(弁当-1)～(牛肉-30) (略)

(牛肉-31) 容器包装への具体的な表示例を示してください。

(答)

1 国産品の生食用牛肉を容器包装に入れて消費者に販売する場合には、以下のような表示が必要になります。

(国産品の表示例)

(略)	(略)
消費期限	平成 〇〇年〇〇月〇〇日
(略)	(略)

2 輸入品の生食用牛肉を容器包装に入れて消費者に販売する場合には、以下のような表示が必要になります。

(輸入品の表示例)

(略)	(略)
消費期限	平成 〇〇年〇〇月〇〇日
(略)	(略)

3 (略)

別添 魚介類の名称のガイドライン (略)

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

(玄米精米－1)・(玄米精米－2) (略)

(玄米精米－3) 精米年月日は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① R01. 10. 01
- ② 元. 10. 01
- ③ 19. 10. 01
- ④ 2019. 10. 01

(答)

食品表示基準別記様式4の精米年月日については、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の調製年月日、精米年月日又は輸入年月日の項に基づき、表示する必要があります。表示するに当たっては、次の表示方法が望ましいです。

- (ア) 令和元年10月1日
- (イ) 01. 10. 01
- (ウ) 2019. 10. 01
- (エ) 19. 10. 01

御質問の①～④については、消費者に誤認を与えない範囲と考えられますので、表示しても差し支えないと考えます。

(玄米精米－4)～(玄米精米－33) (略)

(玄米精米－1)・(玄米精米－2) (略)

(玄米精米－3) 精米年月日は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① H26. 07. 01
- ② 26. 07. 01
- ③ 14. 07. 01
- ④ 2014. 07. 01

(答)

食品表示基準別記様式4の精米年月日については、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の調製年月日、精米年月日又は輸入年月日の項に基づき、表示する必要があります。表示するに当たっては、次の表示方法が望ましいです。

- (ア) 平成26年4月1日
- (イ) 26. 4. 1
- (ウ) 2014. 4. 1
- (エ) 14. 4. 1

御質問の①～④については、消費者に誤認を与えない範囲と考えられますので、表示しても差し支えないと考えます。

(玄米精米－4)～(玄米精米－33) (略)